

ETC2.0車載器購入促進助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会
平成28年5月25日制定

(目的)

第1条 一般社団法人山口県トラック協会（以下「山ト協」という。）は、国における平成27年度補正予算により、ETC2.0搭載車を対象に、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%が継続されることとなり、今後のより一層の輸送効率化が図られることから、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して、会員事業者のETC2.0車載器の装着促進を目的とする。

(対象車載器)

第2条 助成の対象となる車載器は、ITS-TEA（（一財）ITSサービス高度化機構）が認定したETC2.0車載器とする。

(装着対象車両)

第3条 ETC2.0車載器を装着する車両は、山口県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車（緑ナンバー）とする。

(助成額)

第4条 助成金の交付額は、コーポレートカードを利用する会員事業者が、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の4月1日以降、新たにETC2.0車載器（中古品を除く）を購入し、事業用貨物自動車に導入した場合、車載器1台につき全ト協から4,000円、山ト協から1,000円の合計5,000円を交付する。

なお、全ト協の交付要綱に定めのある平成27年12月18日から平成28年3月31日までに購入し、事業用貨物自動車に導入した場合は、全ト協助成分の4,000円のみ交付する。

また、全ト協と山ト協のいずれかが助成予算枠に達した場合は、片方のみの助成金を交付するものとする。

ただし、手形、割賦による購入やリースにより導入した車載器及び国土交通省が実施した「ETC2.0車両運行管理支援サービス」の社会実験において購入支援を受けた車載器については、助成金を交付しない。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、機器の導入が完了後、別紙様式「ETC2.0車載器購入促進助成金交付申請書（助成金交付請求書）」（以下「申請書」という。）を、協会に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書には、ETC2.0車載器購入内訳書、誓約書、購入した品目及び型式、型式登録番号（セットアップ証明書記載）、数量、金額を記載した納品書又は請求書の写し、支払いを証する領収証の写し、ETC2.0車載器を取り付けた車両のコーポレートカードの写し、ETC2.0車載器セットアップ証明書の写しを添付すること。

3 申請書の提出期限は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月10日とする。（土日にあたる場合は、その前の平日）

ただし、上記の締切日前であっても、助成額が予算に達した場合は申請書の受付を締め切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 山ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他山ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(財産の処分制限)

第8条 事業者は交付対象となった車載器が購入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ山ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、山ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成28年5月25日)

第1条 本要綱は、平成28年6月10日より施行する。